		に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値

改め、同表粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「四十パーセント」を「二十五パーセント」に、「三十五パーセント」を「二十パーセント」に、「三十パーセント」を「二十五パーセント」に改める。

別表第二粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「四十パーセント」を「二十五パーセント」に、「三十五パーセント」を「二十パーセント」に、「三十パーセント」を「二十五パーセント」に改める。

〇環境省告示第十八号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第三項の規定に基づき、特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度（平成十八年三月環境省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十八日

環境大臣　小沢　鋭仁

別表第一を次のように改める。

特定特殊自動車排出ガスの種類	特定特殊自動車の種別	測定の方法	特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度
一酸化炭素	ガソリン又は大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令（昭和四十三年運輸省令第五十八号）に規定する液化石油ガス（以下「液化石油ガス」という。）を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定	一キロワット時当たり二十六・六グラム
	軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であって、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時当たり六・五グラム
	軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であって、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時当たり六・五グラム

		軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの
		軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの
		一キロワット時当たり四・六グラム